

I・TOP 横浜 プロジェクト提案・「募集要項」

1. I・TOP 横浜に対するプロジェクト提案について

(1) I・TOP 横浜について

横浜市では、IoT等を活用したビジネス創出に向け、交流・連携、プロジェクトの推進、人材育成等の場となる『IoTオープンイノベーション・パートナーズ (I・TOP 横浜)』を立ち上げました。I・TOP 横浜では、国内外の様々な企業・機関と連携を図りながら、オープンイノベーションにより付加価値の高い製品・サービスの開発や新たなビジネスの創出、新技術を活用した社会課題の解決に取り組んでいます。

(2) プロジェクト提案について

I・TOP 横浜では、新たなビジネスの創出に向けた企業・団体からの事業相談に対し、市内企業等とのマッチングや実証実験の実施機会の提供、事業計画の策定支援などを通じて、ビジネス化の後押しをしています。これまでも、I・TOP 横浜では「自動運転プロジェクト」や「未来の家プロジェクト」など様々なプロジェクトが横浜を舞台に実証実験を行い、新たなビジネスの創出に向けた製品・サービスや事業計画のブラッシュアップを進めてきました。

<I・TOP 横浜の個別プロジェクト (例) >

- 自動運転プロジェクト
- 未来の家プロジェクト
- 「Easy Ride」実証実験
- スポーツデータみらいデザインラボプロジェクト
- AI 運行システム・観光客に対する配車サービス
- 路線バス自動運転プロジェクト
- 宅配ボックス IoT 化 再配達解消プロジェクト



I・TOP 横浜では、今後も皆様からの新ビジネスに関するご提案、新技術を活用した社会課題の解決に関するご提案を募集しております。

2. 募集について

(1) 募集内容

件名	I・TOP 横浜 プロジェクト提案
募集期間	随時受付
募集形式	公募
支援予定件数	上限なし

(2) 提案資格

- 既に I・TOP 横浜に参画していること。あるいはプロジェクト提案と同時に参画申請を行っていること。
- 製品・サービスのアイデアがある程度具体化していること。
- 提案主体にてまだ販売（事業化）に至っていない現在構想中の製品・サービスであること。（ただし、既に販売開始している製品・サービスのうち、既存とは異なる他分野の顧客をターゲットとした新規事業を構想中の場合、提案資格を有するものとみなします）
- 構想中の製品・サービスに関する新規事業について、横浜市内で事業化を目指す計画・意向があること。
- 提案書に記載した内容等に対し、事務局による問い合わせ等に対応できること。
- I・TOP 横浜として具体的な支援をさせて頂く場合、企業等の団体名を公表することに同意できること。（複数社の共同提案やコンソーシアムによる提案の場合には、すべての構成企業の名称を公表することに同意できることを提案資格とします）
- I・TOP 横浜として具体的な支援をさせて頂く場合、I・TOP 横浜が開催を予定する年次総会や成果報告会などへの協力（資料作成や登壇など）が可能であること。
- I・TOP 横浜として具体的な支援をさせて頂く場合、活動の進捗に応じて、I・TOP 横浜への定例報告や課題解決支援のための定例ミーティングに適切に対応すること。
- その他、本募集要領に記載されている内容について承諾すること。
- 提案書の代表企業及び連携先企業が次のいずれかに該当する場合は、本募集への提案対象としない。
 - * 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）
 - * 法人にあつては、代表者の又は役員のうち暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
 - * 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者があるものなお、採択後に上記いずれかに該当することが判明した場合は、採択決定を取り消します。

※提案書の記載内容（個人情報を除く）や I・TOP 横浜としての支援の開始後の活動情報は、横浜市に加え、I・TOP 横浜の事務局機関や I・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務の委託先事業者（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）と支援計画の立案や進捗管理のため共同利用します。

※提案事業者の同意を前提として、I・TOP 横浜の枠組みのなかで取り組んだ活動（例：実証実験の内容、検証結果）について、横浜市が成果事例として公表させて頂く場合があります。

(3) 提案方法

提案にあたり「4. 個人情報保護」の内容に同意頂いた上で、次の書類を「②提出場所」に記載の宛先まで電子メールもしくは郵送にてお送りください。

※受付後、提案内容について問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。

①提出書類

プロジェクト提案書（提案書類）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※提出書類の返却は致しませんので、ご了承ください。

②提出場所

【メールでの提出】

E-mail: proposal-itop@murc.jp

(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 I・TOP 横浜プロジェクト創出事務局)

※メールの件名に「I・TOP 横浜 プロジェクト提案書類」と記載してください。

※メールでの提出宛先である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社は、I・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務を横浜市から受託している事業者です。(上記業務に関する横浜市との契約(守秘義務含む)に基づき、受託事業者は提出頂いた提案書類の適切な取扱を致します。)

(4) 活動の費用負担について

提案書の内容に基づき I・TOP 横浜の枠組みのなかで取り組む活動に要する費用は、原則、提案主体様にご負担いただきます。

3. 提案内容に対するご連絡

*提案書の内容を受け、事務局より今後の I・TOP 横浜としての支援等の対応方針に関するご連絡をさせていただきます。

(特定期間に提案が殺到した場合、事務局からの連絡にお時間を頂く場合がございます)

4. 個人情報保護

提案書を通じて提出頂いた個人情報は、適切に取り扱います。以下にご同意の上、提案書にご記入ください。

(1) 提案書の受付（個人情報の収集）

本書類で募集するプロジェクト提案の受付業務は、横浜市が I・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務を委託している三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が行います。

※提案書の提出先である I・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務の委託先事業者（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）は、同社の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に従い、提出頂いた個人情報を適切に取り扱います。

個人情報保護方針：<http://www.murc.jp/corporate/privacy/>

個人情報の取り扱いについて：<http://www.murc.jp/privacy/>

(2) 個人情報の利用目的

提出頂いた個人情報は、I・TOP 横浜の事務局からの連絡にのみ使用します。また、提出頂いた個人情報は、提案主体が I・TOP 横浜の枠組みのなかで取り組む活動の終了時（横浜市が提案主体から終了報告を受けた時点）に破棄します。

(3) 個人情報の共同利用

提出頂いた個人情報は、上記 4(1)の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社と横浜市で上記 4(2)の目的の範囲内において共同利用します。

(4) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、横浜市は横浜市以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

※提出頂いた個人情報の取り扱いを、I・TOP 横浜プロジェクト創出等推進事業業務の委託先事業者(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社) から第三者に委託することはありません。

(5) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。但しご依頼した資料をご提供いただけない場合、事務局からのご連絡ができず支援対象から外れる場合があります。

(6) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせ等につきましては、下記までご連絡ください。

<個人情報保護に関するお問い合わせ先>

- 横浜市 経済局 産業連携推進課

TEL: 045-671-4602 E-mail: ke-iot@city.yokohama.jp

- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 I・TOP 横浜 プロジェクト創出事務局

電話番号 03-6228-1066 (平日:月～金、午前 9 時～午後 17 時)

E-mail proposal-itop@murc.jp

5. お問い合わせ先

I・TOP 横浜 プロジェクト創出事務局

(事務局運営機関：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

電話番号 03-6228-1066 (平日:月～金、午前 9 時～午後 17 時)

E-mail proposal-itop@murc.jp